

沖縄県身体障害者福祉大会表彰規程

1. 目的

沖縄県身体障害者福祉事業に功績があり、また、他の模範となる個人・団体を表彰するほか、感謝の意を表してその功績をたたえ、併せて身体障害者福祉の進展に寄与することを目的とする。

2. 表彰の対象

- (1) 身体障害者福祉事業功労者
- (2) 身体障害者福祉事業永年勤続功労者
- (3) 身体障害者福祉事業特別永年勤続功労者
- (4) 優良身体障害者援護施設・団体
- (5) 自立更生者

3. 範囲

- (1) 身体障害者福祉事業功労者
 - ア. 身体障害者福祉事業に職し、功績が顕著である者
 - イ. 身体障害者福祉事業に多額の金品を寄与し、斯業の発展に貢献した者及び団体
 - ウ. 身体障害者福祉事業に対する奉仕活動が顕著である者及び団体
 - エ. 身体障害者の雇用、就労に対して功績が顕著である者及び団体
 - オ. 身体障害者スポーツ振興に対して功績が顕著である者
- (2) 身体障害者福祉事業永年勤続功労者
身体障害者福祉事業に10年以上勤続する現職又は役員
- (3) 身体障害者福祉事業特別永年勤続功労者
身体障害者福祉事業に20年以上勤続する現職又は役員
- (4) 優良身体障害者援護施設・団体
 - ア. 運営内容が優良な身体障害者援護施設・団体
 - イ. 身体障害者福祉に関する活動が優良な団体
- (5) 自立更生者
自立更生した身体障害者で家庭を構成する等年齢が概ね35才以上の者

4. 推薦方法

- (1) 推薦は市町村長、市町村社会福祉協議会長、市町村身体障害者協会長、施設及びその他の団体の長とする。
- (2) 過去に本大会の表彰を受けたものは、同一内容で推薦することは出来ない。
- (3) 所定の書式に記録し、沖縄県身体障害者福祉協会へ提出するものとする。
なお、書式は次の通り分類し、必要なものを使用するものとする。
 - ア. 身体障害者福祉事業功労
 - イ. 身体障害者福祉事業永年勤続功労者及び身体障害者福祉事業特別永年勤続功労者
 - ウ. 優良身体障害者援護施設・団体
 - エ. 自立更生者

5. 表彰審査委員会

- (1) 表彰又は感謝候補者を審査し、決定するため表彰審査委員会を置く。
- (2) 委員会は、推薦者から推薦された候補者を提出された推薦書により功績審査を行い決定する。

付則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から執行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県身体障害者福祉大会表彰規程の取り扱い（内規）

1. この内規は、沖縄県身体障害者福祉大会表彰規程（以下「規程」という）の執行に関する事項について定める。
2. 規程の身体障害者福祉事業とは社会福祉法第2条に掲げる事業及びそれに準ずる事業をいう。
3. 規定第3条（1）身体障害者福祉事業功労者は、次の要件を満たす者とし、故人・現存者を問わない。ただし、現職でない者については、その職を離れてから3年を超えないものとする。
 - (1) 身体障害者福祉事業功労者は概ね次ぎのとおりとする。ただし、表彰委員会が認めた場合はその限りではない。（福祉事業功労者・・・様式1）
 - ①ア.について、身体障害者協会等の役員を10年以上にわたり従事し、その内容が特に顕著であると認められる者。
 - ②イ.について、「多額の金品」とは個人・団体とも100万円以上とする。ただし累計して100万円以上に達した場合も含まれる。
 - ③ウ.について、身体障害者福祉事業に対する貢献また5年以上の活動歴があり、その活動に値する者及び団体。
 - ④エ.について、身体に障がいのある者を5年以上雇用した者。身体に障がいのある者の就労に貢献した者及び団体。
 - ⑤オ.について、身体障害者のスポーツ団体の指導を10年以上にわたり指導し、その団体を全国レベルに強化育成した者。
4. 規定第3条（2）及び（3）の勤続年数は当該年度の12月31日現在で算定する。
 - (1) 身体障害者福祉事業とは、労働基準法9条で示す作業に従事する者も含む。
（上記に関しては、平成19年5月17日付、基発第0517002号厚生労働省労働基準局長通知を適用する。）
 - (2) 勤続年数は原則として非常勤職員の期間を含まない。ただし、介護職等の直接処遇職員については非常勤職にあっても算定できるものとする。また、在任・在職期間が中断されている場合は、在任・在職期間を通算するものとする。なお就業規則で認められた休職・休業・休暇に関する取り扱いは、就業規則の「勤続年数の通算」の解釈等を参考にして個別に判断する。
（身体障害者福祉事業永年勤続及び特別永年勤続功労者・・・様式2）
5. 規定第3条（4）の「優良援護施設・団体」については、活動歴が5年以上で、他の模範となる身体障害者更生援護施設及び団体。市民やマスメディア等からの評価及びその活動が広く影響を与えている団体。（優良身体障害者援護施設・団体・・・様式3）
6. 規定第3条（5）の「自立更生者」については、概ね10年以上にわたり自立更生し、現在も自らの収入により生活し、障害者の模範とするに足りると認められる者。また、特殊技能や資格免許等を活かし生活をしている者。（自立更生・・・様式4）